

歴史的風致形成建造物の指定候補について

1 歴史的風致形成建造物とは

重点区域内において、歴史的風致の維持及び向上のためにその保全を図る必要が認められる建造物で市町村が指定するもの

2 指定の目的

- (1) 文化財以外の歴史的建造物の保全を図り、滅失を最小限にする。
- (2) 指定建造物を広く周知することで、歴史的風致への理解を高める。
- (3) 国交付金を獲得しやすくする（修理、復元、買取り）。

3 指定の方針

- (1) 歴史的風致維持向上計画第2章の「歴史的風致」の形成を担っている建造物で、同計画第7章に掲げる候補（※）について、所有者の意向等の条件が整った時点で順次指定する。
- (2) 年間2件程度のペースで指定を行い、指定した場合は、市が標識を設置する。
- (3) 指定候補に掲げられていない建造物についても、調査を実施した上で、歴史的価値等が明確になったものについては、計画上の指定候補に追加する。

※歴史的風致形成建造物の指定候補一覧

厩橋地区	
1	源英寺
2	神明宮
3	龍海院
4	前橋カトリック教会
5	妙安寺
6	前橋聖マッセア教会
7	長昌寺
8	前橋ハリストス正教会
9	上毛倉庫
10	旧勝山社煉瓦蔵
11	旧安田銀行担保倉庫
12	広瀬川美術館
13	弁天通りアーケード
14	朔太郎記念館
15	柳橋
16	昭和庁舎
17	群馬会館
18	比刀根橋

総社及び総社山王地区	
1	元景寺
2	光巖寺
3	旧本間酒造店舗等
4	都丸耕治家
5	都丸薫家（伝小栗上野介邸）
6	谷田久家
7	都丸保家
8	都丸廣明家
9	都丸光男家
10	都丸吉久家
11	阿久津静治家
12	都丸浩行家
13	都丸善人家
14	大塚孝明家
15	都丸準之助家
16	阿久津トミ子家
17	都丸武弘家
18	関口省造家
19	大塚隆夫家

4 指定の要件（前橋市歴史的風致維持向上計画第7章に記載）

以下の(1)～(3)を満たす建造物とする。

- (1) 重点区域内における、国指定文化財を除く歴史的建造物で、次の①～③のいずれかに該当する建造物
 - ①地域の固有性、歴史性、希少性の観点から価値の高いもの
 - ②外観が景観形成上重要で、街並みの構成要素として重要な建造物
 - ③形態、意匠、技術性が優れている建造物
- (2) 概ね築50年程度経過しているもの
- (3) 所有者等により、今後建造物の適切な維持管理が見込まれ、かつ歴史的風致の維持向上に資するための一般公開等の諸活動が継続的に行われる見込みがあること。

5 指定の効果

※計画期間内（令和5年度～令和14年度）に限る

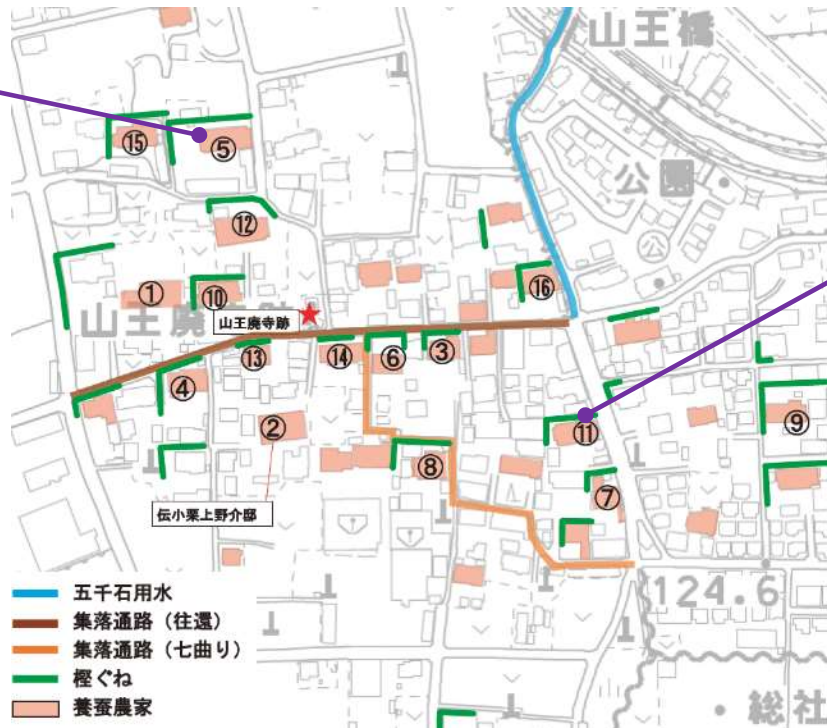
- (1) 税制優遇（家屋と敷地の相続税財産評価額3割控除）
- (2) 国交付金の対象拡大
- (3) 改修補助金の限度額嵩上げ（本市独自）300万円→500万円（改修費の3分の2）

6 令和5年度の指定について（案）

令和5年度については、総社山王地区の養蚕農家をターゲットにしている。そのため、総社山王地区の指定候補から、所有者へのヒアリング及び地元の会議を経て、下記の2件の指定を提案する。（建物の詳細は別紙参照）

- (1) 大塚孝明家
大正元（1912）年ごろ築
地区の南側に位置し、終盤まで養蚕業を営んでいた。
- (2) 都丸廣明家
明治39（1906）年築
総社山王地区の北に位置し、総天窓を持つ大きな住宅で、蚕種業を営んでいた。

(2) 都丸廣明家



(1) 大塚孝明家